

令和2年5月8日

保護者の皆様へ

貝塚市長 藤原龍男
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス対策にかかる減免について

平素は、本市保育行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、3月から引き続き、国の「緊急事態宣言」以降も、保護者の皆様に御協力をお願いしてまいりましたが、今般、この緊急事態宣言が5月末まで延長されることが決定致しました。今回の緊急事態宣言の延長に伴い、より一層御協力いただけるよう令和2年5月分について保育料等の減免方法を変更致します。（お休みに御協力いただける日数に応じて、減免を行う方法）

保護者の皆様には何卒、今回の緊急事態宣言の延長の主旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い致します。

記

<令和2年5月分利用者負担額減免計算方法>

$$\text{利用者負担額} \times \text{出席日数} \div 25$$

※ただし、協力日数が1日もない場合（1日もお休みがない場合）は減免対象外となります。また、計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

※5月について、開設日が23日であったとしても、25で割ります。

※5月分については、在籍されている施設様から一括の申請としますので、減免申請書は不要です。

（例）Aさん利用者負担額（10,000円）が5月中に3日出席した場合、 $10,000 \times 3 \div 25 = \underline{1,200}$ 円 となります。

<お問い合わせ先> 貝塚市健康子ども部保育こども園課

TEL (072) 433-7024 (直通) / FAX (072) 433-7051